当院では、電子的診療情報連携体制整備について以下の通り対応を行っております。

①オンライン請求を行っています。
②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
③電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
④電子処方箋の発行については現在整備中です。
⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
⑥マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
⑦医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

※医療 DX とは、医療分野における DX（デジタルトランスフォーメーション）のことを指します。医療の現場において、デジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上させることを目的としています。

院長　色川　大輔